

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！

社会保険適用時処遇改善コースは、いわゆる「年収の壁」により、雇用する短時間雇用労働者等の手取り収入を減少させないために、勤務時間等の調整が行われるケースがありますが、年収の壁を意識せず働くことのできる環境作りを後押しするため、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成として設けられました。

内容は、賃金総額を増額させる措置（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を講じ、または、週所定労働時間を4時間以上延長する等の措置を講じ、これによって新たに社会保険の被保険者要件を満たし、社会保険に適用させた場合に助成する制度です。

助成金が支給されるまでのおおまかな流れは

- ① キャリアアップ計画書（措置を講じる前日まで）を提出
- ② 処遇改善（手当支給制度導入し手当支給・賃上げ・労働時間延長）
- ③ 取組を6か月継続後2か月以内支給申請

となり、助成額は労働者1人につき、最大50万円となります。支給要件、提出書類等の詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

電話による問い合わせは、兵庫労働局助成金デスク 078-221-5440 までお願いします。



職業訓練を受けてみませんか…

- ① 総合ビジネスコース（豊岡市戸牧）
募集期間 2/2 まで 訓練期間 4/3～3/26（1年）
- ② 介護実習科（鳥取市浜坂）
募集期間 1/31 まで 訓練期間 2/29～5/28（3ヶ月）
- ③ ものづくり溶接科・住宅リフォーム技術科（鳥取市若葉台南）
募集期間 2/14 まで 訓練期間 3/5～8/29（6ヶ月）
- ④ Webデザイン実践科（鳥取市湖山町東）
募集期間 2/20 まで 訓練期間 3/8～7/5（4ヶ月）

教材費を除き、受講費用は無料です。受講要件、その他の訓練科目については、ハローワークにお問い合わせください。

